

沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領

令和6年5月2日
沖縄県農林水産部畜産課

(目的)

第1条 沖縄県では、農家の所得向上と肉用牛生産の振興を図るため、市場価値の高い優良種雄牛を造成し、生産性の高い優良雌牛群の整備に取り組んでいる。

県有種雄牛の遺伝資源は、長年の改良の積み重ねにより作り上げられた成果であるため、県内の肉用牛振興のために広くかつ公正に活用されることが重要である。

また、血統不一致をはじめ遺伝資源流出等の産地の信頼性低下を防ぐため、県有種雄牛由来の遺伝資源の譲渡及び取扱に当たっては、関係法令、規則等に基づく適切な運用が必要である。

このため、県は、「沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領」（以下、取扱要領という。）を定め、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「増殖法」という。）、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和2年法律第22号。以下「防止法」という。）、沖縄県家畜人工授精適正化実施要領（令和2年8月5日制定。以下、実施要領という）等の法令・規則等とあわせて運用を図ることにより、和牛子牛産地としての信頼性を確保し、もって県内畜産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 遺伝資源

増殖法第32条の2第1項に規定する特定家畜人工授精用精液等であって、沖縄県が所有する黒毛和種種雄牛から採取された精液（凍結精液を含む。）及びこれを用いた家畜体内受精卵並びに家畜体外受精卵をいう。

(2) 県有種雄牛

沖縄県畜産研究センター（以下、センター）が所有している（又は所有していた）黒毛和種種雄牛をいう。

(3) 家畜人工授精所

家畜人工授精用精液・体内及び体外受精卵等の採取、処理、保存を行う場所をいう。

(4) 家畜人工授精師等

家畜人工授精所を開設していない家畜人工授精師及び家畜人工授精業務を行う獣医師をいう。

(5) 飼養者

家畜人工授精師及び獣医師免許を所有していない雌牛の所有者をいう。

(家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜対外受精卵証明書の発行)

第3条 センターは、沖縄県有種雄牛の遺伝資源を生産した場合、増殖法第13条に基づき速やかに検査を行い、容器に収めた上これに封を施し、家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書、家畜体外受精卵証明書（以下、証明書）を添付するものとする。

2 センター以外の家畜人工授精所において、県有種雄牛の凍結精液から受精卵を生産した場合、前項

と同様の措置を施すものとする。

(遺伝資源の譲渡)

第4条 センターが所有する遺伝資源の譲渡対象者は、以下の通りとする。

(1) 家畜人工授精所(開設者が家畜人工授精師等)

(2) 家畜人工授精師等

(3) 飼養者のうち、遺伝資源の管理を家畜人工授精師等に委託し、家畜人工授精所を開設している者

(4) その他、肉用牛改良協議会が必要と認めた者

2 センターは、第1項の譲渡先に対し遺伝資源を譲渡する場合、証明書に譲渡履歴を記載し、提出するものとする。

3 センターは、第1項第1号から第4号の対象者に対し遺伝資源の用途を指定できるものとする。

4 他都道府県との交換により造成された県有種雄牛の遺伝資源について、第1項の譲渡先に対しセンター以外の種雄牛造成のための利用、県外への譲渡及び利用はできないものとする。

5 センターは、血統不一致、遺伝資源流出等の防止による本県の和牛子牛産地信頼性確保のため、飼養者については、遺伝資源を原則として直接譲渡しないものとする。ただし、センターが実施する種雄牛造成及び造成に必要な検定のために譲渡する場合はその限りではない。

(譲渡手続き)

第5条 前条第1項第1号から第3号に該当する者(以下、希望者と言う。)は、公益社団法人家畜改良協会(以下、改良協会という。)に譲り受けたい遺伝資源の種類、数量を申請する。

2 希望者は、センターが指定する「沖縄県有種雄牛凍結精液等譲渡契約約款(別記様式1。以下、約款という。)の内容に対する合意宣誓書(別記様式2又は3)を締結するものとする。

3 改良協会は、申請の内容を精査し、「畜産研究センター凍結精液価格基準」(以下、価格基準という。)に基づき、希望者から費用を徴収する。

4 家畜保健衛生所は、改良協会が費用を徴収したことを確認した後、遺伝資源を希望者に対し譲渡する。

5 希望者は、家畜保健衛生所から増殖法及び防止法に関する説明を受け、遺伝資源の取扱に対する同意書(別記様式2)を提出し、遺伝資源を譲り受けるものとする。

6 家畜保健衛生所は、希望者へ遺伝資源を譲渡する場合、遺伝資源に添付する証明書に譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受した年月日を記載してから譲渡するものとする。

7 希望者は、家畜保健衛生所による証明書への記載を拒むことはできない。

(遺伝資源の適正管理)

第6条 家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等は、譲り受けた遺伝資源について、紛失、品質劣化等を招かないよう管理しなければならない。

2 第1項の者は、県有種雄牛以外の遺伝資源を所有する場合、県有種雄牛の遺伝資源とそれ以外の精液を区分管理しなければならない。

(遵守事項)

第7条 沖縄県から遺伝資源を譲り受けた家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等は、県有種雄牛の遺伝資源の譲渡及び利用に対し、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等は、増殖法に基づき家畜人工授精簿及び譲渡等記録簿を整備し、保管しなければならない。
- (2) 家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等は、譲り受けた遺伝資源を肥育牛及び繁殖牛生産に活用するものとし、雄子牛については去勢するものとする。ただし、県有種雄牛造成のためセンターが購入する場合はこの限りではない。
- (3) 家畜人工授精所の開設者は、センターから譲り受けた遺伝資源を県内の家畜人工授精所、家畜人工授精師等及び飼養者へ譲渡する場合、譲渡対象者に対し約款の内容を遵守させなければならない。
- (4) 家畜人工授精所の開設者は、飼養者への遺伝資源の譲渡は行わないものとする。ただし、やむを得ない理由により飼養者の畜舎等での保管が必要と認められる場合は、別記様式4を飼養者に記入させ、家畜保健衛生所に提出しなければならない。
- (5) 家畜人工授精所の開設者は、前号の者へ遺伝資源を譲渡する場合、証明書の譲渡・経由の確認欄に他者へ譲渡できない又は譲り受けた者の所有する雌牛のみに利用する旨を記載又は押印しなければならない。
- (6) 家畜人工授精所の開設者は、センターから譲り受けた遺伝資源を県外の飼養者、家畜人工授精所及び家畜人工授精師等に流出してはならない。
- (7) 家畜人工授精師等は、県有種雄牛の遺伝資源について県内外を問わず他者へ譲渡してはならない。また、家畜人工授精所を新たに開設する場合、開設前に所有していた遺伝資源は他者へ譲渡してはならない。
- (8) 家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等は、増殖法第35条に基づく立ち入り検査において、譲り受けた遺伝資源の管理状況について質問を受けた場合、管理状況について回答し、必要に応じて家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類の検査に協力しなければならない。
- (9) 家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等は、増殖法第35条に基づく立ち入り検査において、検査に必要な遺伝資源の収去等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- (10) 家畜人工授精師等は、授精証明書に貼付した家畜人工授精用精液証明書を切り取り又は剥がす行為をしてはならず、当該精液を注入した繁殖雌牛の所有者も同様である旨明示しなければならない。

(飼養者における遺伝資源の取扱い)

第8条 飼養者は、自己の所有する雌牛に人工授精等を実施するために県有種雄牛の遺伝資源の活用を希望する場合、遺伝資源を所有する家畜人工授精所に家畜人工授精等を依頼するものとする。ただし、やむを得ない事情により自己の畜舎等で遺伝資源の保管を希望する場合、家畜人工授精所と協議するものとする。

- 2 飼養者は、前項における協議の結果、家畜人工授精所より遺伝資源を譲り受ける場合、別記様式4を家畜人工授精所に提出しなければならない。
- 3 飼養者は、譲り受けた遺伝資源について、増殖法第35条に基づく立ち入り検査に協力しなければならない。

らない。

(譲渡停止)

第9条 県は、家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等に次の事項が確認された場合は、遺伝資源の譲渡を停止するものとする。

- (1) 家畜人工授精簿及び譲渡等記録簿を整備せず、又は保管しなかった者
- (2) 増殖法に基づく立ち入り検査を拒否した者又は虚偽の報告をした者
- (3) 譲り受けた証明書の「譲渡・経由の確認欄」を記載せずに遺伝資源及び証明書を他者へ譲渡した者
- (4) 約款の内容に違反し、遺伝資源又は遺伝資源由来の雄子牛を県外に流出させた者
- (5) 増殖法に違反し、「沖縄県家畜人工授精等業務に係る行政処分取扱要領」において家畜人工授精所の開設許可または家畜人工授精師免許の取り消し、又は停止処分を受けた者
- (6) 遺伝資源法第2条第3号に定義された「不正競争」を行った者
- (7) 遺伝資源法に違反し、罰則が適用された者

(遺伝資源の処分)

第10条 家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等は、業務を中止若しくは廃止する場合、又は所有する県有種雄牛の遺伝資源の利用見込みがないと認める場合は、廃棄するものとする。

2 前項の廃棄を行う場合は、県立会の下実施するものとする。

(譲渡に関する指導、調査及び報告)

第11条 県は、この要領に規定する事項について改良協会、家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等に対し指導を行うとともに、必要な調査及び報告を求めることができる。

2 改良協会は、この要領に規定する事項について家畜人工授精所の開設者及び家畜人工授精師等に対し指導を行うとともに、必要な調査及び報告を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月2日から施行する。